明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二一三）　二

○河川法施行令及び河川管理施設等構造令の一部を改正する政令（二一四）　三

○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（二一五）　三

〔府　令〕

○核燃料物質等の運搬の届出等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（**内閣府**四五）　三

〔規　則〕

○警備員等の検定等に関する規則の一部を改正する規則（**国家公安委**八）　四

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**二四四～二四六）　四

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（**同**二四七）　四

○平成四年労働省告示第六十一号の一部を改正する件（**厚生労働**二三五）　四

○実務修習機関の登録事項の変更（**国土交通**六九二）　四

○特定土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（**同**六九三）　四

○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（**防衛**一二七～一三〇）　五

○道路に関する件（**関東地方整備局**三二〇、三二一、三二三）　五

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（**同**三二二）　五

○道路に関する件（**中国地方整備局**一一〇）　六

○道路に関する件（**北海道開発局**七八）　六

〔国会事項〕

内閣　国家公務員制度改革推進本部事務局　公正取引委員会　金融庁　外務省　環境省　八

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕　一〇

〔褒　賞〕　一〇

〔皇室事項〕　一二

〔官庁報告〕

官庁事項　一三

関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一三

〔公　告〕

諸事項　一三

官庁

製造たばこ小売定価関係　一三

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　一三

会社その他　二九

本号で公布された法令のあらまし

◇水防法及び河川法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二一三号）（国土交通省）

水防法及び河川法の一部を改正する法律（平成二五年法律第三五号）の施行期日は、平成二五年七月一一日とすることとした。

◇河川法施行令及び河川管理施設等構造令の一部を改正する政令（政令第二一四号）（国土交通省）

河川法施行令の一部改正関係

1　津波の明確化

操作規則を定めなければならない河川管理施設等の規定において、「津波」を明記することとした。（第八条、第一〇条及び第一六条の七関係）

2　河川協力団体の特例

河川法（以下「法」という。）第五八条の八第一項の河川協力団体が法第五八条の九各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為の実施に必要な河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可については、当該河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって、当該許可があったものとみなすものとすることとした。（第一六条の一二関係）

3　地方公共団体等の特例

法第九九条第一項の規定により委託を受けた地方公共団体等が当該委託を受けた事項の実施に必要な河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可については、当該地方公共団体等と河川管理者との協議が成立することをもって、当該許可があったものとみなすものとすることとした。（第一六条の一三関係）

4　地方公共団体等へ委託することができる河川管理施設

法第九九条第一項に規定する者であって関係地方公共団体以外のものに委託することができる河川管理施設は、堤防、床止めその他その操作を伴わないものとすることとした。（第五四条関係）